

# 春日部市地区センター設置方針

令和6年1月

春日部市

# 目 次

<b>1 方針策定の趣旨</b>	
（1）地区センター設置の背景	1
（2）公民館の今後のあり方	1
（3）方針策定の目的	2
<b>2 方針の位置づけ</b>	2
<b>3 地区センター設置の考え方</b>	
（1）地域まちづくりの推進	3
（2）地域での防災・防犯体制の強化	3
（3）子どもの居場所づくり	3
（4）市民サービスの充実	3
<b>4 公民館施策の推進</b>	4
<b>5 地区センター設置の方向性</b>	
（1）地区センターを設置する施設	4
（2）設置の時期	4
（3）名称及び所在地	5
（4）設置する機能	5
（5）施設利用の促進	6
（6）開所時間・使用時間等	7
（7）地区センターの組織	7
（8）設置に向けたスケジュール	7

## 1 方針策定の趣旨

### (1) 地区センター設置の背景

わが国では、総人口が減少傾向であり、合計特殊出生率についても人口の維持に必要な水準を下回る状況であり、今後も人口が減少していく見込みです。

本市においては、2022年（令和4年）の総人口は232,007人で、緩やかな減少で推移しており、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する中、老年人口（65歳）以上が増加する傾向が続いています。

少子化による人口減少や高齢化の進行は、労働力の減少や経済活動の低下などに影響を与えるとともに、日常生活においても地域活動の担い手不足を招いています。さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の影響は、地域コミュニティの互助機能の低下に繋がっています。

また、2021年（令和3年）に実施した18歳以上の市民を対象とする「市民意識調査」では、本市の施策に対し、防災・防犯、子育て、高齢者の生活支援など、様々な分野に対しての要望があり、地域における課題が複雑化・多様化する中、問題を解決する場、共助の場として、コミュニティの重要性がますます高まっています。

このような状況の中、持続可能な社会をつくるためには、地域コミュニティへの支援や地域活動の拠点となる施設を設置し、市民と行政の協働によるまちづくりをますます進めていく必要があります。第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）における各施策のより一層の推進が求められています。

### (2) 公民館の今後のあり方

公民館は、これまで、社会教育法に基づき、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、社会教育の「拠点施設」の一つとして、基本的役割である「つどう」「まなぶ」「むすぶ」「つくる」「さがす」を果たすために、春日部市内各地域の歴史や特徴を踏まえつつ、住民の連携、学習活動の推進を図り、地域文化の創造と、人々のふれあいによる地域社会の醸成、自治意識の向上を目指してきました。

そのため、学習内容の充実を図り、市民の多様な学習要求に応えていくとともに、市民との連携を図る各種事業を行うことにより、社会教育に携わる多くの市民の皆様にご利用いただいたことで、本市の社会教育の進展に寄与してきました。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行などによる急速な社会構造の変化の影響もあり、利用者はここ数年減少傾向にあります。また、若年層を中心とした子育て世代は、仕事や日々の生活が忙しく、公民館を活用する機会を持っていないのが現状です。

このような状況の中で、平成30年12月21日付の中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申では、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があるとし、公民館に求められる役割として、地域の学習拠点としての役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されているところです。

これからの公民館は、社会教育施設及び生涯学習施設としての機能に加えて、防災拠点としての機能、各世代の交流等の促進を図る機能など、地域住民の多様なニーズに応

え、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用の促進を図っていくことが求められています。

### (3) 方針策定の目的

本市の現状や公民館に求められている役割等を踏まえ、現在の公民館機能に新たな機能として地区センター機能を加え、地域まちづくりの拠点として活用することで、「地域コミュニティの活性化」及び「市民の利便性の向上」を図るとともに、施設の利用基準の緩和等を通して、施設全体の利用促進を図るため、「春日部市地区センター設置方針」を策定するものです。

## 2 方針の位置付け

本方針は、「第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）」における「市民参加と協働の推進」施策を進めるための取組である「市民活動センター、公民館その他の施設における機能の充実／公民館を地域の活動拠点として、地域づくり、人づくり、つながりづくりを支援し、地域の活性化を図ります。」を中心として関連施策を展開する上で必要となる事項を示したものです。

(参考)

基本目標 3 市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち

政策 3-1 市民と行政が協働し、コミュニティの輪が広がるまちをつくる

施策 3-1-1 市民参加と協働の推進

施策における取組

(4) 市民活動センター、公民館その他の施設における機能の充実

- ◆ 公民館を地域の拠点施設とし、地域づくり、人づくり、つながりづくりを支援し、地域の活性化を図ります。

- ・「第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）」における以下の関連施策においても、地区センターの設置に伴う取組の中で、あわせて推進していきます。

### 【関連する施策】

- ・ 施策 1-3-2 子どもの居場所づくりの充実
- ・ 施策 3-3-1 社会教育の充実
- ・ 施策 4-2-1 地域の強靱化と防災力の向上
- ・ 施策 4-3-1 犯罪抑止のまちづくりの推進
- ・ 施策 7-1-3 自治体DXの推進と窓口サービスの向上
- ・ 施策 7-3-1 市民ニーズの的確な把握と広報の充実

- ・公民館全体の施設管理については、「春日部市公共施設マネジメント基本計画」の個別方針に基づき、将来の人口規模や施設の稼働状況等を踏まえ、大規模改修等を別途検討してまいります。

### 3 地区センター設置の考え方

地区センターを設置することで、公民館を地域まちづくりの拠点施設として活用し、地区の特性にあわせて以下の取組を実施し、地域コミュニティの活性化及び市民の利便性の向上を図ります。

#### (1) 地域まちづくりの推進

地域における課題が複雑化・多様化する中、コミュニティの重要性が高まっており、持続可能な社会をつくるために、地域コミュニティの活性化に向けた支援を行う必要があります。

そのため、地域コミュニティに関する相談窓口等を設置することを通して、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、地域課題や市政に対する意見や要望を的確に把握し、市政に反映していくため、住居の近くで意見交換ができる機会を充実させる必要があります。

そのため、各地区センターにおいて、地域課題や市政に対する意見交換会を実施することにより、地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民の声を広く聴き市政への反映に繋げていきます。

#### (2) 地域での防災・防犯体制の強化

風水害や地震などの災害への対応や多様化する犯罪の防止に向け、地域における防災力、防犯活動などの維持・向上を図るため、防災に関する活動の活性化、防犯に関する意識啓発を図る取組を推進する必要があります。

そのため、自治会が防災・防犯に関する活動ができる場を提供し、市と地域の連携を通して、防災・防犯に関する一体的な対応ができる環境を整えます。

#### (3) 子どもの居場所づくり

共働き家庭等の増加により、仕事と子育ての両立に向けた支援を行うため、子どもたちが放課後等に安全に安心して過ごすことができる場所を確保する必要があります。

そのため、地域で子どもたちの安心安全な居場所を確保することを通して、子どもの居場所を充実させます。

#### (4) 市民サービスの充実

今後ますます高齢化が進み、市役所まで来ることができない方が増えていくため、住居の近くで行政サービスを受けられる機会をつくる必要があります。

そのため、住居の近くで行政サービスを受けられる場を設置することを通して、市民の利便性の向上を図ります。

#### 4 公民館施策の推進

公民館では、地区センターの設置にあわせて、自治会などの交流・連携を支援し、地域づくり、地域コミュニティの活性化に繋がる学習活動・コミュニティ活動をサポートするなど、社会教育の拠点施設として、より一層の施策の推進に取り組んでいきます。

#### 5 地区センター設置の方向性

##### (1) 地区センターを設置する施設

###### ①地域区分

本方針では、春日部市公民館条例に規定する所轄地区に合わせて8地区とし、各地区の公民館に1施設ずつ、地区センターを設置することとします。

###### 8地区

粕壁地区、内牧地区、豊春地区、武里地区、幸松地区、豊野地区、武里南地区、庄和地区

###### ②基本的な設置の方向

地区センターとして設置する公民館の選定にあたっては、市内全域においてバランスよく施策を推進していく必要があるため、各地区において中心的な役割を果たしている地区公民館を対象とします。

ただし、武里南地区については、施設の運営形態の実態や施設の大きさ等を踏まえ、武里大枝公民館に地区センターを設置します。

地区センターの設置にあたり、新たに地区センターの設置に関する条例を制定します。公民館については、従来どおり、公民館機能を残すため、公民館条例を維持していきます。

##### (2) 設置の時期

令和6年4月から、現在の8つの公民館を地区センターとの多機能施設として設置します。

### (3) 名称及び所在地

地区	施設名	所在地
粕壁地区	粕壁地区センター	春日部市粕壁 6918 番地 1
内牧地区	内牧地区センター	春日部市内牧 4398 番地
豊春地区	豊春地区センター	春日部市上蛭田 101 番地 2
武里地区	武里地区センター	春日部市備後西一丁目 13 番 2 号
幸松地区	幸松地区センター	春日部市牛島 667 番地 1
豊野地区	豊野地区センター	春日部市銚子口 999 番地
武里南地区	武里大枝地区センター	春日部市大枝 89 番地 2 街区 1 棟
庄和地区	庄和地区センター	春日部市大倉 307 番地 1

※武里地区センターについては、武里市民センター内に、庄和地区センターについては、庄和市民センター正風館内に設置する。

### (4) 設置する機能

地区センターには、現在の公民館機能に「地域まちづくりの拠点としての機能」、「防災・防犯の拠点としての機能」、「子どもの居場所づくりとしての機能」、「各種証明書発行の機能」の4つの機能を追加します。

#### ①地域まちづくりの拠点としての機能

地域コミュニティに関する書類の受け取りや相談窓口を設置することを通して、地域コミュニティを活性化させます。

また、住居の近くにある各地区センターにおいて、地域課題や市政に関する意見交換会を実施することにより、地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民の声を広く聴き市政への反映に繋げていきます。

#### 【実施内容】

- ・各自治会における総会資料、広報配布数の変更届等の書類の受け取り
- ・自治会運営等に関する相談の受け付け
- ・地域課題や市政に関する意見交換会（市長懇談会）の実施

#### ②防災・防犯の拠点としての機能

自治会が防災・防犯に関する活動ができる場を提供し、市と地域の連携を通して、防災・防犯に関する一体的な対応ができる環境を整えます。

#### 【実施内容】

- ・自主防災組織と連携した防災訓練の実施
- ・自治会や警察等と連携した防犯に関する講習会等の実施

### ③子どもの居場所づくりとしての機能

地域で子どもたちが、学習や遊びのために利用できる場所を提供することを通して、子どもの居場所を充実させます。

#### 【実施内容】

- ・小学生、中学生等への学習スペースの設置
- ・体育室等を小学生の遊び場として開放

#### ◆ 小学生・中学生・高校生以上の学習スペースの使用時間

	使用時間
小学生	午前9時から午後5時30分（4月1日から9月30日） 午前9時から午後4時30分（10月1日から3月31日）
中学生	午前9時から午後8時
高校生以上	午前9時から午後9時

※ ただし、午後7時の時点で施設利用者がいない場合は、閉所します。

※ 上記時間内において利用者がいない場合は、一般の方も待合スペースとして利用できます。

### ④各種証明書発行の機能

住居の近くでマイナンバーカードを活用して、各種証明書が取得できるキオスク端末（マルチコピー機）を設置することを通して、市民の利便性を向上させます。

※契約の状況等を踏まえ、4月以降速やかに設置します。

#### 【実施内容】

取得できる証明書

住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書・附票の写し（除籍・改製原戸籍に係るものを除く）、市民税・県民税課税（非課税）証明書、各税目の納税証明書（車検用納税証明書を除く）の発行業務を行います。

### （5）施設利用の促進

自治会が、地域まちづくりの拠点施設として、公益のために使用する場合の使用料を免除するとともに、地元事業者等の使用（直接的な営利活動を除く。）を許可し、施設の利用促進を図ります。

また、自治会等の各種会議後に開催される懇親会等における飲食（飲酒を含む）を可能とします。ただし、飲酒については、場所を限定するとともに、時間を午後5時30分から午後9時までの間で、「1時間以内」とし、飲酒のみを目的とした利用はできません。（令和7年度以降の利用範囲等の検討にあたり、令和6年度は試行的に実施します。）

なお、飲酒を伴う場合は、使用する会議室等の通常使用料1時間分をお支払いいただきます。



## (6) 開所時間・使用時間等

### ①開所時間・使用時間

地区センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。  
ただし、所長が必要と認めた場合は、午後10時まで延長することができます。

また、使用時間は、原則、午前9時から午後9時までとします。

※ただし、所長が必要と認めた場合は、午前8時30分から午後10時までとすることができます。

### ②休所日

地区センターの休所日は、公民館の休館日に準じます。

### ③施設の使用料

地区センターの使用料は、公民館の使用料に準じます。

地域コミュニティに関する活動の活性化を図るため、自治会が公益のために使用する場合の使用料を免除します。

## (7) 地区センターの組織

地区センターは市民生活部、公民館は社会教育部が所管する施設として位置付けます。

また、各地区センターにはセンター所長、公民館には公民館長を配置します。

## (8) 設置に向けたスケジュール

時期	内容
令和5年 9月	市民意見提出手続、市民・利用団体説明会
令和5年12月	地区センター設置条例上程・関係条例の改正
令和6年 1月	地区センター設置方針策定
令和6年 2月	市民周知（広報等）
令和6年 4月	地区センター開設